

令和7年度

事業計画書

社会福祉法人 竹生会

竹生会法人本部

当法人は、昭和61年11月に設立され今年39年目を迎えます。この間関係各位のご理解とご尽力により現在は藤沢市と横浜市に拠点を置き、地域の高齢者福祉の向上を図ることを目標に法人理念「全ての高齢者に対して愛の心で接します」「地域社会に対し貢献することを考えます」「未来に対し責任を持ち環境に配慮します」の実現に向けて職員一丸となり、公正かつ誠実な事業運営に取り組めます。

季節性インフルエンザ・新型コロナウイルス等による感染症に対しては、依然注意深く対処すると同時にご利用者のQOLを考慮し対応します。

経営面では人材不足、人件費やエネルギー価格、物価高騰など経営状態を左右する諸課題が懸念され、引き続き両拠点の運営に大きな影響を及ぼすことが予想されます。法人全体で事業収入の精査・確保と経営改善に努め、継続的で安定的な経営基盤の確立をめざします。

芭蕉苑介護老人福祉施設

新たな事業展開として、芭蕉苑デイサービス（通常型）とこまよせ荘デイサービス（通常型）を統合し、芭蕉苑2階フロアにおいて新たなデイサービスをスタートします。より良いサービスを効果的に提供することで収入の健全化を目指します。

季節性インフルエンザ・新型コロナウイルス等による感染症に対しては、規程の運用を再度徹底し、ご利用者に安全で安心して利用・生活していただける施設にします。

働きやすい職場づくりとして、引き続き資格取得支援と階層別研修に重点を置き、知識と技術を備えた職員育成に取り組んでいきます。

特養においては、入所53床、短期入所3床を効率的に空床利用することで安定した介護報酬の確保を目指します。

施設設備については、既存設備の維持管理を計画的に行い長く安全に使用できるように努めます。

こまよせ荘

新たな事業展開として、4月より機能訓練に特化した『半日・運動型デイサービス』を事業展開します。『快適に歩く・食べる・眠る・排泄する』ことを目標として、①有酸素運動②筋力トレーニング③バランストレーニング及び日常動作訓練・口腔体操・認知症予防プログラムを提供します。最終目標は『この地で暮らし続ける』として取り組みます。

地域包括支援センターは、湘南大庭、遠藤、小糸包括の3包括を12人の職員で効率的に運営しています。担当する湘南大庭地区は藤沢市第1位の高齢化率であり、日々の相談件数が急増している状況ですが地域の関係機関と連携し高齢者が住み慣れた地域で住み続けることができるように支援を継続します。

感染症・働きやすい職場づくりについては、芭蕉苑同様取り組んでいきます。

たきがしら芭蕉苑

国民感情はコロナ禍以前に戻りつつありますが、コロナ、インフルエンザ、ノロ等施設入所者の生活に大きな影響を与える感染症は依然として巷間生じています。入居者・家族の面会制限解除に対する強い要望と施設の感染防止対策の両方のバランスを取りながら、入所者の生活を一日も早く元通りにする努力をします。また近年自然災害が多発し、ライフライン途絶への危機感が増してい

ます。災害対策を平時から意識し、BCPを見直しながら「安心・安全・安定」の施設経営に注力します。

人材確保の面ではこれまでのベトナム人5名、中国人2名、台湾人1名の特定技能生に加え、新たにミャンマーから10名の特定技能「介護」資格者を採用しました。併せて外国語の研修教材を導入し、介護の量と質を確保します。令和7年度は18名が外国籍介護スタッフとして就労します。

施設を取り巻く労働環境に対応するためには、ICT化を推し進める以外にないと判断し、事務分野だけでなく介護分野においても様々な助成金を活用しながら積極的な導入を検討します。

また本入所および短期入所の空床を可能な限り減らすため、両事業を連携させながら運営し実績を安定させることに努めます。

横浜市滝頭地域ケアプラザ

令和7年度も感染症予防対策をしながらデイサービスの運営を続け、一日平均利用人数38名を目標として努力していきます。また、令和8年度からの指定管理者として選定されるよう、手続きを進めて参ります。前年に引き続き、働きやすい環境づくりを目指し、ICTを活用することによる事務の効率化を図り、職員のやりがいを高め定着率の向上を図ります。

デイサービスでは、感染症予防対策を怠ることなく継続し利用者の安定的な確保を目指し、在宅高齢者の生活を支えます。また高齢者がいつまでも健康で充実した生活が送れるよう、介護予防に関する普及・啓発を行い、活動の場づくりや参加者同士の繋がりを支援します。地域に信頼される施設として、職員一人ひとりが地域住民の思いを受け止め、安心して生活が続けられるよう介護保険サービス等の提供及び調整をしていきます。

ちくぶ坂下ホーム

小規模施設の特徴を活かした家庭的な施設経営を維持しながら、感染症予防も怠ることなく継続し、入所者の生活を着実にコロナ禍以前の状態に復することに努めます。

介護職員の高齢化が進行することから、初めて外国籍介護職員採用に着手しました。既に日本国内の介護施設等で1年間以上就労経験があるミャンマー国籍の介護士2名を採用し、7年度にさらに2名採用します。国内の施設で就労していたことから、介護技術を教える必要もなく即戦力として期待しています。

ここ数年、市内特養では入所待機者が減少傾向にあり、新規入所申込者の争奪戦の様相があります。たきがしら芭蕉苑の短期入所事業とも連携し、入退所の円滑な実施を図ります。

1. 介護老人福祉施設（施設入所事業）

1. 基本方針

- (1) 老人福祉法基本理念に基づき、施設の健全な環境整備に努め、入居者の人間性を尊重し、日常生活に生きがいをもたらし、明るく楽しい施設として入居者が安心して生活できるよう、そのケアの万全を期すものとする。
- (2) 介護保険法の基本理念に基づき、サービス利用者中心の考え方を基本に、常に当事者の意思を尊重し、入居者自身の意思でサービスの選択が行われるように側面的に支援する。

2. ケア方針

(1) 生活指導

入居者の基本的人権を尊重し、暖かい愛情のもとに無差別・平等のケアを行い、心身の健康保持と機能の回復、維持に努める。具体的事項は次のとおりとする。

ア. 食事

入居者が自力で食事をたべられるよう、職員は、声掛け見守りを行い、個々の摂食および嚥下状態に応じて適切な介助を行うと共に、入居者が食事を楽しめるよう環境や雰囲気配慮する。職員は入居者の食事摂取状態を把握し、管理栄養士等と連携しながら、食べやすい食事形態について日々検討する。

イ. 排泄

おむつ交換は、個々の排泄時間にもとづき、皮膚トラブルを防ぎ快適な生活を維持することを目的として実施する。入居者の残存能力に応じ可能な場合は、トイレ・ポータブルトイレ・尿器等で排泄介助を行う。

ウ. 離床

離床の必要性を職員は充分理解し、入居者に動機づけを行い援助する。離床することによって床ずれの防止、他の入居者との会話等による社会性の維持、ADLの低下を防止することを目的とする。離床の機会を日常生活の中に組み入れ、洗面、口腔ケア（毎食後）、食事（3食とも原則食堂にて食事）、おやつ、入浴、クラブ活動各行事参加等を援助する。

エ. 移動

個別の状態にあった安全な移動方法を考慮し、残存能力の維持、向上を図るために適切な援助を行う。

オ. 入浴

入居者1人に対し週2回以上入浴を行うため、月・火・水・木・金・土の午前及び午後を入浴日とし、入居者の身体機能により特浴・一般浴・リフト浴に分けて行う。常に安全・清潔・快適を考慮し援助する。

カ. 個別機能訓練

入居者全員を対象として、機能訓練指導員を中心に生活動作の中での訓練等を行う。入居者の身体機能に応じて計画的な指導と、3ヶ月に1回の総合的評価を行い援助する。

キ. クラブ活動

手作り・書道の各クラブを行い、入居者が自由に参加して主体的に活動できるよう援助する。

ク. 家庭に近い生活の場

晩酌を希望する入居者は、夕食の時間内において好みの飲酒ができるようにし、家庭生活により近づいたケアに努める。ただし飲酒の可否及び酒量等は医師の判断によるものとする。

ケ. 施設行事

①次の行事を月毎に計画し実施する。

お花見・苑内喫茶・端午の節句（行事食）・七夕（行事食）・すいか割り
敬老祝い（行事食）・クリスマス（行事食）・新年祝賀会・初詣・お楽しみ会
節分（行事食）・ひな祭り（行事食）

②次の行事を計画し実施する。

誕生日祝い（誕生日当日個別にお祝い）・買物注文（毎週日曜日）、買物配布（随時）
美容（適宜）

(2) 給食

管理栄養士は、栄養バランスに留意し入居者の加齢に伴う身体的変化及び嗜好を十分考慮した栄養管理を行う。

(3) 環境の整備

施設内の美化と入居者周辺の整理整頓に努め、特に換気、通気に注意する。

寝具は常に清潔にし、寝間着・下着類についても洗濯に努め、清潔なものを着るよう心掛ける。具体的事項は次のとおりとする。

ア. 寝具

週1回のシーツ・枕カバー・包布交換、その他必要に応じ随時交換を行う。

必要に応じベットマット消毒を行い、寝具の清潔保持に努める。

イ. 清掃

食堂・リハ室は1日1回、居室・廊下は週3回、トイレは1日3回フローリングワイパーで拭く。便器は次亜塩素酸で拭いた後、水拭きする。

ウ. 衛生管理（消毒）

全館3か月に1回薬剤による消毒を実施し、衛生管理に努める。

(4) その他

職員は常に冷静で客観的な判断を下し、今何をすべきか優先順位を決め、適確に業務を遂行するように努める。

3. 健康管理

(1) 入居者の実態を的確に把握し、嘱託医と常に連絡をとり、疾病の予防に努める。 具体的事項は次のとおりとする。

ア. 年1回の健康診断を実施する。

イ. 健康保持増進のため生活の心得、食生活、疾病予防等の健康教育を実施する。

ウ. 日常の健康チェックにより疾病の早期発見、早期治療に努める。

エ. 残存機能の維持、増進に努める。

オ. 11月から3月までを感染症予防対策月間とし、施設内感染予防に努め、入居者の個人衛生並びに施設の環境衛生の充実に努める。

(2) 緊急時は、ご本人、家族と連携し適切に対処する。

(3) 職員の健康管理を実施する。

ア. 組合健保の一般検診を基本に、年1回の健康診断を実施する。また夜勤に従事する職員については、この他に年1回の健康診断を実施する。

イ. 管理栄養士に対し、月1回（6・7・8月は月2回）の便検査を実施する。 （赤痢・O-157・サルモネラ）

ウ. 職員個々の健康相談に応じ、健康維持の為の助言を行う。

(4) 職員に対する基本的な医療・看護技術、知識の普及および助言を行う。

4. 日課

起	床	6 : 00
朝	食	8 : 00
入	浴（午前）	10 : 00～
昼	食	12 : 00
入	浴（午後）	13 : 15～
夕	食	18 : 00
消	灯	21 : 00

5. 防災計画

(1) 介護職を中心に、夜間想定防災訓練及び地震水害土砂災害避難訓練をそれぞれ年1回以上実施する。

ア. 防災教育用教材を利用し、日頃より防災に対する意識を高める。

- イ. 施設周辺の住民に対し、非常事態における支援協力態勢を依頼する。
 ウ. 防災倉庫に備蓄食料・飲料水等を完備し、入居者・職員はもとより周辺住民の防災拠点となるべく日頃より準備する。

6. 研修

『竹生会職員研修要綱』に基づき、職員個々の資質向上を目指し計画的かつ積極的に研修を行う。

7. 自己啓発

- (1) 業務上有益と思われる各種資格等の取得について、職員個々の資質向上を目指し可能な範囲で支援を行う。
 (2) 自己啓発を目的とした自主的な研修参加を奨励する。

8. 職員

以上のケアを実施するための職員体制は次のとおりとする。

職 種	資 格	常 勤	非常勤	計
管理者		1 名		1 名
医 師	医 師		2 名	2 名
生活相談員	社会福祉士等	2 名		2 名
管理栄養士	管理栄養士	1 名		1 名
機能訓練指導員	看護師	1 名		1 名
介護支援専門員	介護支援専門員	1 名		1 名
事務職員		3 名	1 名	4 名
介護・看護職員	看護師			常勤換算 4 名以上
	介護福祉士			常勤換算 10 名以上
	その他			常勤換算 9 名以上

2. 短期入所生活介護事業(ショートステイ)

1. 基本方針

- (1) 老人福祉法の基本理念に基づき、施設の健全な環境整備に努め、利用者の人間性を尊重し、日常生活に生きがいをもたらし、明るく楽しい施設として利用者が安心して生活できるよう、そのケアの万全を期すものとする。
 (2) 介護保険法の基本理念に基づき、サービス利用者中心の考え方を基本に、常に当事者の意思を尊重し、利用者自身の意思でサービスの選択が行われるように側面的に支援する。

2. ケア方針

- (1) 生活指導
 利用者の基本的人権を尊重し、暖かい愛情のもとに無差別・平等のケアを行い、心身の健康保持と機能の回復、維持に努める。
 (2) 給食
 栄養バランスに留意し、利用者の加齢に伴う身体的変化及び嗜好を考慮した栄養管理を行う。
 (3) 環境整備
 施設内の美化と利用者周辺の整理整頓に努め、特に換気・通気に注意する。寝具は常に清潔にし、寝間着・下着類についても洗濯に努め、清潔なものを着用するよう心掛

ける。

(4) その他

職員は常に冷静で客観的な判断を下し、今何をすべきか優先順位を決め、適確に業務を遂行するように努める。

3. 健康管理

利用者の実態を的確に把握し、かかりつけ医と常に連絡を取り疾病の予防に努める。
また、緊急時はご本人、家族と連携し適切に対処する。

4. 日課

原則として施設入所事業と共通とします。

5. 職員

介護職員 1名以上（兼任常勤職員）

3. 介護予防短期入所生活介護事業(ショートステイ)

1. 基本方針

原則として施設入所事業と共通とします。

2. ケア方針

(1) 生活支援

要支援状態の利用者がその能力にあわせて自立した日常生活が継続できるよう、家族、地域包括支援センター並びに居宅介護支援事業所と連携を図りながら支援する。

ア. 利用者の個性を尊重し、応接には十分な配慮を行う。

イ. 移乗・移動時には利用者の身体状態に合わせた見守り・介助などを実施する。

ウ. 安全な方法での入浴を実施し、清潔な衛生状態が維持できるようにする。

3. 健康管理

原則として短期入所生活介護事業と共通とします。

4. 日課

原則として施設入所事業と共通とします。

5. 職員

原則として短期入所生活介護事業と共通とします。

4. 通所介護事業(デイサービス)

[ケア方針]

在宅における要介護状態の利用者及び家族に対し、医療・保健・福祉ニーズの有効かつ適切な対応やサービスの提供を行うことにより、家族への援助と利用者の日常生活の不安解消を促進し、社会的孤立感の緩和、身体的・精神的及び社会的機能の維持、向上におお一層努め地域福祉の提供施設として適切な援護を実施する。

[目 標]

1. 利用者の社会的孤立感の緩和、心身機能の維持・回復に務める。
2. 楽しみながらリハビリにつながる変化のあるレクリエーション活動を取り入れ、利用者の状態に合わせたグループワークを行う。
3. 利用者と家族の良き援助者となるよう情報交換を図り、安定した日常生活を支援する。
4. 職員間の情報交換を積極的に行い、また他施設・関係機関との良きパイプ役としての役割を果たし、利用者への援助活動をより有効なものにする。施設入居者及び地域住民と積極的に交流を行い、親交を深める努力をする。
5. ケアセンターを中心として、地域住民との交流を図り、地域福祉の提供施設とし

- てネットワークの輪を広げてゆく努力をする。
6. 高齢者家族介護教室の開催に協力し、介護者の介護技術向上を図り、社会福祉資源の有効な利用を高める。
 7. 利用者とその家族に対する適切かつ積極的な援助活動を展開する。
 8. 利用者の個性を尊重し、趣味的な活動を取り入れる。
 9. より良い援助をする為に職員の資質の向上めざし、勉強会、研修に積極的に参加する。

[ケア計画]

1. 社会的孤立感の緩和

高齢者世帯及び日中独居となる利用者については、デイサービスを利用することによって団体行動や人と接することで社会参加を進めてゆく。また日常生活の状態を把握し、きめ細かい対応を行う。

2. 身体的、精神的機能の維持・回復

- ①レクリエーション活動の中にリハビリ的プログラムも取り入れ、楽しみながら残存機能の維持・向上がはかれる様にする。
- ②看護師は個々の身体状況を把握し無理の無い個別リハビリを実施する。
- ③看護師は個々の口腔機能の状態を把握し、安全かつ楽しく食事摂取が出来るよう援助する。
 - ・食前に口腔器の体操を行なう。
 - ・食後に口腔内の清潔を保つよう口腔清拭を行う。
- ④管理栄養士は利用者の栄養状態を把握し、看護師、介護職員と連携し、体力向上を図る。
- ⑤デイサービス利用日においても、可能な限り自立を促す。
 - ・歩行、食事、入浴、着脱、排泄における自立の為の援助をしてゆく。
 - ・食前の手洗いを自主的におこなうよう援助してゆく。
 - ・自分の荷物の管理を自力でおこなえるよう援助してゆく。
 - ・正しい服薬管理がなされるよう助言してゆく。
 - ・防寒衣類等の管理を自力でおこなうようすすめる。
 - ・食事時間の声掛け、利用者からの自主的な献立発表によって楽しい食事時間になるよう援助する。
 - ・食後に口腔内の清潔が保てるよう看護師の指導のもと援助する。
 - ・グループワークにより自立を促す。
 - ・ルーム内の整理整頓や清潔を保持するなど可能な利用者が自主的に行えるよう援助してゆく。
 - ・個々の趣味的なレクリエーションを促し、仲間交流と充実した時間を過ごせる様、それによって社会参加や在宅生活の活性化につながるよう援助する。

3. 変化のあるレクリエーション活動を目指す。

- | | |
|---------------------|----------------------------------|
| ・ 季節的なプログラム | ひな祭り・七夕祭り・盆踊り
クリスマスバイキング・書き初め |
| ・ 動的なプログラム | 体操、ゲーム(ゴルフ・ボウリング等) |
| ・ 楽しさのあるプログラム | 歌謡、演芸大会、文化祭
職員によるリコーダー演奏鑑賞 |
| ・ 仕事のプログラム | 料理教室、作品作り |
| ・ 主体的役割のあるプログラム | スポーツ大会、楽器演奏 |
| ・ 人間的ふれあいのあるプログラム | 誕生会 |
| ・ 小さなグループでの趣味的プログラム | 将棋、俳句 |
| ・ 考えるプログラム | 変形ビンゴ、言葉相撲、一句ゲーム |
| ・ 個々の趣味的なプログラム | 編み物、刺し子、書道、絵等 |

4. 家族との情報交換

- ・ 送迎時による情報伝達
- ・ 電話による情報交換
- ・ 連絡帳の活用
- ・ デイサービス便りの発行
- ・ 担当者会議

5. 職員相互の情報交換と伝達
 - ・利用中の情報交換、利用者帰宅送迎後の情報交換・事務整理、定期的に行なうケース検討会に於けるデイサービス全般の情報伝達。各委員会よりの情報伝達。
 - ・介護支援課、施設福祉課、看護課、栄養調理課、業務課、こまよせ荘との連絡会を定期的の実施し、各課との横のつながりを密にして行く。
 6. 家族・施設入所者との交流
 - ・文化祭、誕生会、各種イベントへの家族参加を促す。
 - ・デイサービスのレクリエーションの内容によりホーム入居者の参加や交流の機会を作る。誰でもが気軽に参加できる場所作りを心掛ける。
 7. 相談・調整
 - ・送迎時を利用し家族とのコミュニケーションを図る。
 - ・訪問相談・電話相談・来所相談の各業務を積極的に実施する。
 - ・連絡帳を積極的に活用する。
 - ・看護師による専門的なアドバイスを行う。
 8. 地域福祉の拠点施設
 - ・福祉ニーズを把握する。（民生委員、他の福祉関係者との情報交換）
 - ・在宅訪問による、相談業務の強化を図る。
 - ・行政・他機関とのパイプ役として、地域住民に対し各種福祉サービスの紹介提供を心掛ける。
 - ・担当ケアマネジャーとの連絡を密にし、担当者会議に積極的に参加する。
 9. 家族介護者教室への協力
 - ・介護体験実習を通じて、正しい介護方法を出来得る限り伝達し、在宅における家族の介護レベルの向上を目指す。また地域の福祉ボランティアの発掘、啓蒙に努力する。
 10. 家族への援助（介護軽減・ストレス軽減）を図ってゆく。
 - ・家族に対する一時的な介護からの解放を図る。
 - ・利用者個々のニーズに応じた諸サービスの提供を図る。
 - ・個別の家族相談を積極的におこなう。
 11. ボランティアの受け入れ
 - ・地域のボランティアを幅広く受け入れ、利用者の良き援助者、良き理解者となるよう育成に努力する。
 12. 職員研修
 - ・一人ひとりの職員のスキル向上を目指し、計画的に勉強会を行い、積極的に苑内研修や外部研修に参加する。
 - ・職員会議後の部課別苑内研修や在宅福祉一課の会議での勉強会などの機会を増やし、意識レベルの向上、統一をはかる。
 - ・参加したい、参加させたい外部研修を選択し計画的に研修に参加する。
- ＊管理者
 ＊主任クラス 危機管理研修、通所介護全国大会、など
 ＊副主任クラス 通所介護計画、加算に関する研修、リハビリテーション研修、など
 ＊5年以上勤務 認知症、レクリエーション活動、など
 ＊3年以上勤務 認知症、感染症など
 ＊1年以上勤務 介護技術、感染症など
 ＊新入職員 車椅子操作、移乗、送迎業務など

5. 第一号通所事業（藤沢市・茅ヶ崎市通所介護相当サービス）

〔基本方針〕

要支援状態の利用者がその能力にあわせて自立した日常生活が継続できるよう、地域包括支援センター並びに居宅介護支援事業者と連携を図りながら支援する。

〔ケア計画〕

1. 利用者の個別性を尊重し、接遇には十分な配慮をする
2. 移乗・移動時には利用者の身体状態に合わせた見守り・介助などを実施する。
3. 安全方法での入浴を実施し、清潔な衛生状態が維持できるようにする。
4. 利用者に対して、計画的にアクティビティー（集団的に行われるレクリエーション創作活動等の機能訓練をいう。）を実施する。
5. 利用者の運動機能向上に係る個別計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施する。
6. 低栄養状態にある又は、そのおそれのある利用者に対し、管理栄養士等が看護職員、介護職員等と共同して栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と見直し等の一連のプロセスを実施する。
7. 口腔器機能の低下している又は、そのおそれのある利用者に対し、歯科衛生士等が口腔器機能改善のための計画を作成し、これに基づく適切なサービスを実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施する。
8. 家族及び地域包括支援センター・介護支援専門員等と連携を十分に図り、安定した生活が送れるようにする。

6. 居宅介護支援事業

〔基本方針〕

1. 介護保険制度の原点である『利用者中心』の考え方を基本に、常に当事者の意思を尊重し、利用者自身の意思でサービスの選択が行われるように側面的に支援する。
2. 利用者の意思決定に沿ったサービスが適切に、より効果的に提供されるために、事業者間の援助方針・方法が一致し『協働』してサービス提供が行われるよう連絡調整の中心的役割を担う。
3. 利用者からの自発的な情報提供を待つのではなく、積極的な『モニタリング』を通じて、利用者のニーズの変化、サービスに対する不満の早期発見に努める。

〔計画〕

1. 利用者の主体性を尊重し、自立支援、多様な生活を支えるサービスを提供する。
2. 利用者の支援のみならず、家族（介護者）への支援の必要性を考慮したサービス調整を行う。
3. 保健・医療・福祉サービスを統合したサービス調整を行う。
4. 常にチームアプローチの視点を持ち、効果性・効率性の高いサービスを検討する。
5. フォーマルサービスと合わせてインフォーマルサービス等の社会資源を活用する。
6. サービス担当者会議を効果的に開催し利用者、家族、サービス提供者が共通の認識を持つ事で、利用者により快適で安全なサービスが提供できるよう努める。
7. 施設内職員相互の情報交換と伝達を行う為、各課の会議に定期的に参加し連携を密にしていく。
8. 職員間の情報共有やサービスの質の向上を図ることを目的とした会議を定期的で開催する。

在苑者日課表

2025年（令和7年）度

芭蕉苑介護老人福祉施設

時 間	目 課 と 内 容
6 : 0 0 -	起床・洗面
8 : 0 0 -	朝食・口腔ケア・テレビ鑑賞・新聞など
1 0 : 0 0 -	入浴・個別機能訓練・談話など
1 2 : 0 0 -	昼食・口腔ケア
1 3 : 1 5 -	入浴・個別機能訓練・おやつ クラブ活動・読書、談話など
1 8 : 0 0 -	夕食・口腔ケア
1 9 : 0 0 -	自由時間・就寝準備
2 1 : 0 0	消灯

* 診察日 内 科 毎週火曜日 歯 科 月2回土曜日 カウンセリング 月2回 皮膚科 月1回 * 入浴日 特 浴 月～土(午前及び午後) 一般浴 月木(午後) 清 拭 随時 * 買物注文・配布 注文 毎週日曜日 配布 随時	* レクリエーション活動 手作り 書道	* 個別機能訓練 《主な内容》 ①基礎体操 ②足踏み体操 ③上肢運動（プーリー） ④立ち上がり練習 ⑤歩行練習（平行棒） ⑥車椅子操作練習 ⑦ボール体操 ⑧日常生活動作訓練
---	--	--

施設長	部 長	課 長	主 任

2025年（令和7年）度

《年間行事計画書》

芭蕉苑介護老人福祉施設

主な苑内行事実施予定			定例行事				
4月	お花見 苑内喫茶	理容・美容	レクリエーション活動				
			手作り	色々な材料を用いた作品作り			
5月	防災訓練（通報訓練・・・新人職員中心） 端午の節句（行事食）	理容・美容	書道	毛筆で好きな文字を書く			
6月		理容・美容					
			各種会議等（オンライン会議含む）				
7月	七夕（行事食） 苑内喫茶	理容・美容	フロア会議（1階2階共各月1回）				
			主任副主任会議（月1回）				
			ケース会議（月2回）				
8月	すいか割り	理容・美容	事故防止対策委員会				
			サービス向上委員会				
9月	敬老祝い（行事食）	理容・美容	感染症対策委員会				
10月	苑内喫茶	理容・美容	週間行事				
			月	入浴（AM特浴/PM一般浴） リネン交換			
11月		理容・美容	火	入浴（AM特浴） 内科回診 窪島先生（毎週） カウンセリング 石井先生（月2回） リネン交換			
			水	入浴（AM特浴/PM特浴） リネン交換			
12月	クリスマス（行事食） 防災総合避難訓練	理容・美容	木	入浴（AM特浴/PM一般浴） リネン交換			
			金	入浴（AM特浴） リネン交換			
1月	お正月（お祝い膳） 新年祝賀会 初詣（施設内において） お楽しみ会 餅つき大会	理容・美容	土	入浴（AM特浴/PM特浴） リネン交換 歯科回診 鈴木先生（月2回）			
			日	買物注文			
2月	節分（行事食） 苑内喫茶	理容・美容	その他	皮膚科往診（月1回） 理容・美容（適宜） 買物配布（随時） 誕生日祝い（個人ごとに誕生日当日）			
3月	ひな祭り（行事食） 防災訓練（夜間想定訓練）	理容・美容	決 裁				
			施設長		部 長	課 長	主 任

2025年（令和7年）度

行事計画

芭蕉苑介護老人福祉施設

	第1週	第2週	第3週	第4週	第5週
4月	3/31～4/5 桜作り	4/7～4/12 シーツバレー	4/14～4/19 音楽レク	4/21～4/26 お花見ゲーム	
5月	4/28～5/3 昭和の会	5/5～5/10 和風言葉当て	5/12～5/17 健康体操	5/19～5/24 輪投げのわっ	5/26～5/31 ポッチャ
6月	6/2～6/7 地引網	6/9～6/14 フリスビー	6/16～6/21 探し物は何ですか	6/23～6/28 七夕作品	
7月	6/30～7/5 一反もめん	7/7～7/12 文字遊び	7/14～7/19 ステンドグラス風	7/21～7/26 巻いて越えて	7/28～8/2 夏の風物
8月	8/4～8/9 魚釣り	8/11～8/16 盆踊り	8/18～8/23 夏のスポーツゲーム	8/25～8/30 競馬	
9月	9/1～9/6 買い物競争	9/8～9/13 作品作り	9/15～9/20 敬老会	9/22～9/27 モール作品	
10月	9/29～10/4 料理教室	10/6～10/11 秋の大運動会	10/13～10/18 ビンゴ	10/20～10/25 健康すごろく	
11月	10/27～11/1 風船バスケット	11/3～11/8 料理教室	11/10～11/15 サッカー	11/17～11/22 ローリングストーン	11/24～11/29 カレンダー作り
12月	12/1～12/6 キャッチゲーム	12/8～12/13 干支作り	12/15～12/20 順番にモグラ叩き	12/22～12/27 クリスマス会	
1月	1/5～1/10 お正月あそび	1/12～1/17 卓上ホッケー	1/19～1/24 料理教室	1/26～1/31 すき焼きおでん カードバトル	
2月	2/2～2/7 節分だ	2/9～2/14 春夏秋冬	2/16～2/21 ボールゲーム	2/23～2/28 クイズ	
3月	3/2～3/7 ひな祭りの会	3/9～3/14 相撲大会	3/16～3/21 ぼかぼか体操	3/23～3/28 玉を落とさないで	3/30～4/4 紅白歌合戦

芭蕉苑デイサービス
TEL 0466-87-1710

こまよせ荘事業計画

1. 通所介護事業（デイサービス）

[基本方針]

要介護状態になった場合に、その利用者に対して可能な限り、その居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上必要な身体機能の向上を支援する。そして、利用者の社会的孤立感の解消、精神的な健康が保たれるように居宅介護支援事業者及び他のサービス提供事業者等と十分連携を図り、通所介護計画の内容に沿って計画的に適切なサービス提供を行うよう努める。

[目 標]

- 1) サービス利用者の自主性を尊重し、機能の維持・向上のため、運動機能訓練の施策を通じ生活の質の確保に努める。
- 2) サービス利用者の社会的孤立感の緩和、心身機能の維持に努める。
- 3) サービス利用者を中心に家族、居宅介護支援事業者等と積極的な情報交換を図り日常生活の安定が得られるように支援する。
- 4) 通所介護サービス提供に伴う介護については、ハラスメントや虐待等の防止を念頭に、常にサービスの質の向上に努める。
- 5) 第三者評価等を基に事業を再確認し、事業の質の向上、発展に務める。
- 6) サービス利用者、家族に対し親切、丁寧な対応を心掛け通所介護事業の理解を得られるよう努める。
- 7) 集団、個別ケアと各々のニーズに的確に対応できるよう務める。
- 8) ボランティア活動の支援に努める。
- 9) 地域と連携しコミュニケーションを図る。

[計 画]

- 1) 利用者の日常生活状態を的確に把握し、その有する能力に応じ自立支援に向けたサービス提供を行う。
- 2) 苦情、ヒヤリハット及び事故が発生した場合は必要な措置を迅速に講じると共に再発防止に努める。
- 3) サービス利用者の意見を取り入れ利用者本位のサービスを展開していく。
- 4) 職員は、研修会、ケース検討会、ミーティング等を行うことにより知識、技術の向上を図り、資質の向上に努める。
- 5) ボランティア懇談会等を開催し良好な関係を保ち、活動を支援する。
- 6) ふるさと祭り等地域行事に参加し、地域貢献に加わることで施設の存在と事業取組への認知度を高めていく。

2. 第一号通所事業（藤沢市・茅ヶ崎市通所介護相当サービス）

[基本方針]

要支援状態の利用者がその能力に合わせて自立した日常生活が継続できるよう、地域包括センター並びに居宅介護支援事業者と連携を図りながら支援する。

[計 画]

- 1) 利用者の個別性を尊重し、応接には十分な配慮をする。
- 2) 移乗・移動時には利用者の身体状態に合わせた見守り・介助等を実施する。

- 3) 利用者の体力や健康状態に応じ計画的な運動プログラムを提供し、その施設に通うことで、日常生活のリズムを保つことができる環境作りに努める。
- 4) 家族及び地域包括支援センター・介護支援専門員等と連携を十分に図り、安定した生活が送れるようにする。

3. 地域包括支援センター（湘南大庭いきいきサポートセンター・遠藤いきいきサポートセンター・小糸いきいきサポートセンター）

[基本方針]

高齢者の方が、住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、さまざまな相談に応じ、適切な機関や制度、サービスにつなぐことで、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を図っていく。

[目 標]

『困らない為の地域づくり』

住民1人1人が「我が事」と捉え、支え合える地域づくりを目指す。

[計 画]

- 1) 地域の総合相談窓口として、高齢者やその家族、地域住民からの相談を幅広く受け入れ、各種相談について総合的に対応し、適切なサービスに繋ぐ。
- 2) 個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携体制づくり、個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。
- 3) 高齢者以外の年代にも地域包括支援センターを知っていただく啓発を行い、制度を予防の段階から有効に活用し、体調管理や健康づくりに関心を持てるよう支援する。

[介護予防ケアマネジメント]

利用者の心身の状況、置かれている環境に応じて、利用者自らの選択に基づき、介護サービス等を利用する事で、できる限り自立した生活が継続できるよう支援する。

- 1) 事業対象に該当した方に対し、課題を明らかにした上で介護予防ケアプランを作成し、介護予防・生活支援サービス事業利用のマネジメントを行う。
- 2) 要支援1・2と認定された方は、課題を明らかにした上で介護予防ケアプランを作成し、介護予防・生活支援サービス事業及び介護予防サービスのマネジメントを行う。
- 3) 居宅介護支援事業所に委託した介護予防支援・介護予防ケアマネジメントについて、報告を受け、評価と今後の方針を決定する。

[総合相談支援事業]

住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続して行くことができるように、適切なサービスや制度の利用につなげていくことができるよう支援する。

- 1) 社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員の3職種が協働して支援する。
- 2) 初期相談、継続相談、実態把握等情報の収集や提供を行い、相談内容の解決の支援、関係機関への紹介を行う。
- 3) 権利擁護、成年後見制度に関する相談、利用の支援を行う。
- 4) 地域包括支援センターの役割や活用に関する情報の周知に努める。

- 5) 介護予防、地域づくりを推進する。
- 6) 介護等の相談を受け、必要な情報の提供や調整を行う。
- 7) ボランティア活動等地域活動に関する情報の提供や紹介を行う。

[権利擁護事業]

困難な状況にある高齢者が、自らの権利を理解し行使できるよう、専門性に基づいた対応を行い、緊急性が高いと思われる場合には迅速に支援する。

- 1) 藤沢市虐待防止ネットワーク、行政の関係機関や地域の関係機関等と連携し、虐待防止、早期発見に努める。
- 2) 権利擁護事業、成年後見制度の相談及び利用の支援を行う。

[包括的・継続的なケアマネジメント支援事業]

支援の必要な高齢者に対し、包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制を支援する。

- 1) 高齢者が地域で暮らしつづけるために、必要な社会資源を活用・支援し、高齢者の生活を支える。
- 2) 高齢者の心身の状態や環境等の変化に応じた適切な支援を行う。
- 3) 関係機関、医療機関、地域のインフォーマルサービス等と連携体制を構築し、支援困難事例への対応を図る。
- 4) ケアマネジャーからの相談、ケアマネジャー同士のネットワークの構築、担当者会議開催の支援等を行う。

1. 特別養護老人ホーム（施設入所事業）

1. 処遇計画

(1) 生活援助

私たちは、入居者の人間性を尊重し日常生活が安心しておくれるよう、生きがいを感じることができるよう、あらゆる支援を行います。また常に入居者本人の意思を第一に考え、自己決定ができるように援助します。

ア. 食事 入居者の身体状況に応じた食事サービスを提供し、食生活に喜びと満足が得られるように援助します。

イ. 入浴 入居者1人に対し週2回以上入浴を行うものとし、入居者のレベルにより特浴・一般浴・中間浴に分けておこないます。常に安全・清潔・快適を考慮し援助します。

ウ. 排泄 個々の排泄状況を把握し、ポータブルトイレ・差し込み尿器・しびん等を使用しながら、可能な限りトイレでの排泄を援助します。おむつ交換は個々の状態に合わせ、随時交換を行います。

エ. 離床 他の入居者との会話等による社会性の維持、床ずれの防止、ADLの低下を防止することを目的とした離床の必要性を充分理解し援助します。

オ. 移動 個々のケースにあった安全な移動方法を考慮し、残存能力の維持、向上を図るために適切な援助を行います。

カ. リハビリテーション 入居者のレベルに応じ、日常生活に組み入れた機能訓練を重視し、計画的な指導と評価をおこなう援助します。（たきがしら芭蕉苑のみ）

キ. 余暇活動

①季節感を大切にし、入居者の意見を取り入れた行事を計画・実施します。

②入居者の希望を取り入れながら自由に参加・活動できるようなクラブ活動を企画し援助します。

③近隣の社会資源を活用し、外出の機会を設けます。

(2) 人間性を尊重するために、以下のことに取り組みます。

ア. 身体拘束廃止

イ. 接遇向上

ウ. 苦情解決

エ. 看取り介護

オ. 虐待防止

(3) 安全対策

事故予防検討委員会を設置し、入居者の事故防止に努めます。

(4) 環境の整備

施設内の美化と入居者身辺の整理整頓に努め、特に換気、通気に注意します。

ア. 寝具…週1回のリネン交換、その他必要に応じ随時交換を行います。

イ. 清掃…居住スペースは定期的に清掃を行います。

ウ. 害虫駆除…全館6か月に1回害虫駆除を実施し、衛生管理に努めます。

2. 健康管理

(1) 入居者の実態を的確に把握し、嘱託医と常に連絡をとり、疾病の予防に努めます。

ア. 年1回の健康診断を実施します。

イ. 健康保持増進のため生活の心得、食生活、疾病予防等の健康教育を実施します。

ウ. 日常の健康チェックにより疾病の早期発見、早期治療に努めます。

エ. 残存機能の維持、増進に努めます。

オ. 感染対策委員会、褥創予防対策委員会を設置し、施設内感染予防に努め、入居者の個人衛生並びに施設の環境衛生の充実に努めます。

(2) 職員の健康管理を実施します。

ア. 組合健保の一般検診を基本に、年1回の健康診断を実施します。なお希望者には乳癌・子宮癌検診も受診させます。また夜勤に従事する職員については、この他に1回の健康診断を実施します。

イ. 職員個々の健康相談に応じ、健康維持の為の助言を行います。

(3) 職員に対する基本的な医療・看護技術、知識の普及および助言を行います。

3. 生活時間

【たきがしら芭蕉苑（ショートステイ含む）】

6：00～7：00 順次起床・洗面・更衣

7：50～ 朝食

9：00～ 入浴・談話・自由時間

12：00～ 昼食

14：00～17：00 入浴・リハ・おやつ・クラブ活動・レク・談話・自由時間

18：00～ 夕食

19：00～ 自由時間・就寝準備

21：00～ 順次就寝

【ちくぶ坂下ホーム】

6:00～10:00	順次起床・洗面・更衣
7:50～10:00	朝食
9:00～	入浴・談話・外気浴・自由時間
12:00～14:00	昼食
14:00～17:00	入浴・体操・おやつ・クラブ活動・レク・読書・談話・外気浴・自由時間
18:00～20:00	夕食
19:00～	自由時間・就寝準備
19:30～	順次就寝

4. 防災計画

- (1) 介護職を中心に、夜間想定防災訓練及び地震避難訓練を実施します。
 - ア. 災害対策委員会を設置し、日頃より防災に対する意識を高めます。
 - イ. 施設周辺の自治会と非常事態における相互支援協力態勢を確立します。
 - ウ. 防災倉庫に備蓄食料・飲料水等を準備し、入居者・職員はもとより周辺住民の防災拠点となるべく日頃より準備します。

5. 研修

- (1) 『竹生会職員研修要綱』に基づき、職員個々の資質向上を目指し計画的かつ積極的に研修させます。

6. 自己啓発

- (1) 業務上有益と思われる各種資格等の取得について、職員個々の資質向上を目指し可能な範囲で支援を行います。
- (2) 自己啓発を目的とした自主的な研修参加を奨励します。

7. 職員 上記の処遇を実施するため次の職員を配置します(常勤換算・兼務あり)

- (1) たきがしら芭蕉苑(ショートステイ含む)

施設長	1名	事務員	5名(常勤3名、非常勤2名)
生活相談員	2名	介護支援専門員	2名
ケアワーカー	55名	看護師	8名
管理栄養士	1名	機能訓練指導員	1名
		合 計	75名

- (2) ちくぶ坂下ホーム

施設長	1名(本体施設と兼務)	ケアワーカー	21名
生活相談員	1名	看護師	2名(専従1名、兼務1名)
		合 計	25名

2. 短期入所生活介護事業(ショートステイ)(たきがしら芭蕉苑のみ)

1. 処遇計画

- (1) 生活援助
利用者の「個」を尊重し、温かい愛情のもとに平等に処遇し、心身の健康保持と機能の回復、維持に努めます。
- (2) 環境整備
施設内の美化と利用者身辺の整理整頓に努め、特に換気、通気に注意します。
- (3) 健康管理
利用者の実態を的確に把握し疾病の早期発見に努めます。

2. 生活時間 原則として施設入所事業と共通とします。

3. 介護予防短期入所生活介護事業(ショートステイ)(たきがしら芭蕉苑のみ)

1. 処遇計画

- (1) 生活援助
要支援状態の利用者がその能力にあわせて自立した日常生活が継続できるよう、家族、地域包括支援センター並びに居宅介護支援事業者と連携を図りながら支援します。
 - ア. 利用者の個別性を尊重し、応接には十分な配慮をします
 - イ. 移乗・移動時には利用者の身体状態に合わせた見守り・介助などを実施します。
 - ウ. 安全な方法での入浴を実施し、清潔な衛生状態が維持できるようにします。

2. 生活時間 原則として施設入所事業と共通とします。

月		主な行事予定		定 例 行 事	
				ク ラ ブ 活 動	
4		※誕生祝膳（毎月 1 日）		書道クラブ ちぎり絵クラブ 絵手紙クラブ	月 1 回 適宜 1～2 時間程度 *職員にて実施
5		端午の節句（行事食）	災害対策（全体）		
				苑 内 行 事	
6		入所者懇談	接遇委員会（全体）	リハビリテーション	毎週 5 回程度
7		七夕（行事食）		誕生会	誕生日当日
				各 種 会 議 等	
8		基本健康診断 夏祭り	災害対策（全体）	施設運営会議 職員会議 入退所判定会議 ケース会議 サービス担当者会議 リーダー会議 副主任連絡会 フロア会議 各通り会議 ケアマネ会議	委員会 ① 災害対策 ② ショートステイ ③ 褥瘡予防 ④ 感染予防対策 ⑤ 接遇 ⑥ 事故対策 ⑦ 看取り介護 ⑧ 身体拘束廃止 ⑨ ケア連携 ⑩ 入浴担当者
9		敬老祝賀会「敬老祝膳」 入所者懇談会 合同防災訓練	接遇委員会（全体）		
10					
11		寿司御膳（行事食） 家族懇談会			
				週 間 行 事	
12		クリスマス献立（行事食） 入所者懇談会	接遇委員会（全体） 災害対策（全体）	月	入浴（AM 特浴/PM 一般浴）2 F 内科回診 買物注文 理髪美容（第1、2、3）
				火	入浴（AM 特浴/PM 一般浴）3 F
1		元旦（おせち献立） 新年会（元旦レク）		水	入浴（AM 特浴/PM 一般浴）4 F
2		節分（行事食）	災害対策（全体）	木	入浴（AM 特浴/PM 一般浴）2 F
3		ひなまつり（行事食） 合同防災訓練	接遇委員会（全体）	金	入浴（AM 特浴/PM 一般浴）3 F 内科回診
				土	入浴（AM 特浴/PM 一般浴）4 F
				日	

主な行事予定		定例行事	
4	喫茶(ユニット毎) おやつレク・食事の会 防災訓練 お花見	新人研修 倫理法令遵守研修 褥瘡・感染・人権・事故・食事委員会	クラブ活動 歌の会 体操クラブ 書道クラブ 歌の会 ちぎり絵 折り紙クラブ カラオケ
5	端午の節句(行事食) 喫茶(ユニット毎) おやつレク・食事の会 防災訓練 運営推進会	入居者懇談会 看取り委員会 拘束虐待研修① 災害対策研修 人権・事故・災害対策委員会	毎月1回、各ユニット持ち回りで担当になりユニット合同のレクリエーションを行います。
6	喫茶(ユニット毎) 家族懇談会 パンの日・食事の会 防災訓練(シェイクアウト・地震想定)	接遇(全体) 事故対策研修① 不適切な介護研修 褥瘡・感染・接遇・事故・食事・災害対策委員会	苑内行事
7	七夕喫茶(ユニット毎) おやつレク・食事の会 防災訓練 夕涼み会(ユニット毎) 運営推進会議	拘束廃止・虐待防止委員会 プライバシー保護研修 褥瘡研修① 褥瘡・事故委員会	誕生会 誕生日 映画上映会 (ユニットごと) 喫茶 四季折々に実施(ユニットごと)
8	夏祭り(風鈴祭) おやつレク・食事の会 防災訓練(火災・地震想定)	看取り介護委員会 褥瘡・人権・食事委員会	各種会議等 施設運営会議 職員会議 入退所判定会議 ケース会議 サービス担当者会議 リーダー会議 副主任会議 坂下全体会議 ユニット会議 ケアマネ会議 メンター会議
9	敬老祝賀会(喫茶) 喫茶(ユニット毎) おやつレク・食事の会 防災訓練(夜間想定) 運営推進会議	接遇(全体) 接遇研修(看取り) 感染・接遇・事故・食事・災害対策委員会	委員会 ① 災害対策 ② 感染対策 ③ 接遇 (接・苦・虐) ④ 事故 ⑤ 褥瘡 ⑥ 看取り ⑦ 拘束・虐待廃止 ⑧ 災害対策 ⑨ ケアカルテ(坂下) ⑩ 環境整備係(坂下) ⑪ 食事係(坂下) ⑫ ケア連携
10	おやつレク・食事の会 防災訓練(夜間火災想定) 入居者懇談会 月見の会(ユニット毎)	感染対策委員会 感染対策研修① 入居者懇談会 褥瘡・感染・事故・食事委員会	週間行事
11	喫茶(ユニット毎) おやつレク・食事の会 寿司御膳 防災訓練(シェイクアウト・地震想定) 運営推進会議	事故予防検討委員会 感染対策研修② 事故研修② 感染・事故委員会	入浴 ユニットリハ・レク・外気浴 第一月曜 理美容
12	ユニットクリスマス&クリスマス喫茶 おやつレク・食事の会 防災訓練(地震・津波想定)	接遇(全体) 褥瘡・感染・事故・食事・災害対策委員会 事故研修②	入浴 ユニットリハ・レク・外気浴
1	新年祝賀(おせち献立・映画・初詣・書 初め・正月喫茶) 防災訓練(シェイクアウト・地震想定)	虐待・拘束廃止委員会 褥瘡・感染・事故委員会 褥瘡研修②	入浴 内科回診 ユニットリハ・レク・外気浴
2	節分(行事食) 喫茶(ユニット毎) おやつレク・食事の会 防災訓練	虐待・拘束研修② 看取り介護委員会 医療研修 褥瘡・感染・事故・食事・人権擁護委員会	入浴 ユニットリハ・レク・外気浴
3	ひな祭り(行事食) 喫茶(ユニット毎) おやつレク食事の会 防災訓練 運営推進会議	接遇(全体) 災害対策委員会 虐待研修 褥瘡・感染・事故委員会	入浴 ユニットリハ・レク・外気浴 第2・4日曜 おやつレク

*コロナ等感染症の状況を見ながら、外出やユニット合同での行事やレクを実施。

令和7年度 横浜市滝頭地域ケアプラザ事業計画

(目的) 市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるように、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図ると共に、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で総合的に提供します

1. 地域包括支援センター

[基本方針]

要支援者及び要支援・要介護になるおそれのある高齢者の介護予防マネジメントを行ないます。

また、地域に住む高齢者等が健康で安心して生活が維持できるように、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種が一体となり、行政機関や医療機関・介護サービス事業所・各種地域団体等と連携を図ります。

[計画]

1. 介護予防事業の実施

① 介護予防支援及び介護予防マネジメントのケアプランの作成をします

2. 総合相談事業の実施

① 福祉、保健等に関する相談及び情報の提供を行います

② 住民の各種相談を幅広く受け付け、制度横断的な支援をします

3. 権利擁護事業の実施

① 高齢者の権利擁護及び成年後見制度の活用を支援します

② 高齢者虐待防止に取り組みます

4. 継続的・包括的ケアマネジメント事業の実施

① 包括的・継続的なケア体制を構築します

② 地域における介護支援専門員や医療とのネットワークを構築します

③ 認知症及び介護予防に関する普及・啓発活動を行います

④ 介護支援専門員などに対し、支援困難事例への相談・助言を行います

⑤ 地域包括ケアシステムの推進・基盤整備のため地域ケア会議を開催します

2. 地域活動・交流事業

[基本方針]

地域の方々による自主的なサービスをはじめとする身近な保健・福祉活動の活性化を図るために、自主事業あるいは共催事業として各種事業を展開します。また、広報誌などを通じて地域への情報の発信源となります。

[計画]

1. 地域住民の福祉活動、保健活動等の支援及びこれらの活動の交流ために施設を提供し、活動の活性化を支援します

2. 子育て中の家庭から障害者・高齢者など世代を分け隔てなく、地域のニーズにあった講座等を地域包括支援センターや生活支援コーディネーターと協働して開催します

3. 講習会や講座等を開催することにより、地域住民や各種団体・ボランティア等が活発になるよう支援します

4. 地域の保健・福祉活動との連携を図るため、地域支えあい連絡会や地域福祉保健計画に関わり、地域住民が安心して生活できる地域づくりに協力します

5. 地域ケアプラザの事業や地域の様々な活動等をホームページや広報誌などを通じて紹介し、積極的に地域へ情報を発信します

3. 生活支援体制整備事業

[基本方針]

高齢者一人ひとりができることを大切にしながら暮らし続けられるために、多様な主体が連携・協力する地域づくりに努めます。

[計 画]

1. 高齢者自身が生きがいを持ち、できるだけ元気に暮らし続けられるという自立支援・介護予防の視点をもって進めます
2. ニーズの把握と分析を行い、地域住民と課題を共有し、ご近所から企業まで多様な主体による生活支援が受けられる地域づくりを地域と共にすすめます
3. 市、社会福祉協議会・地域ケアプラザが、組織的に連動しながら区域・圏域ごとに取組の目標と計画を立て、実施した取組の成果を確認し、次の方策を考えます
4. 地域ごとの活動については、活動ごとの強みを活かすとともに主体性を重視した支援を行います

4. 居宅介護支援事業

[基本方針]

サービス利用者の意思を尊重し、可能な限り利用者自身でサービス選択が行えることを側面的に支援するために、サービス提供事業所間の援助方針・方法が一致するよう努め「協働」してサービス提供が行われるよう連絡調整の中心的役割を担います。また、利用者のニーズの変化、サービスに対する要望の早期発見等に努めます。

[計 画]

1. 要介護状態にあるサービス利用者の主体性を尊重し自立を支援し、また介護者（家族等）の介護負担の軽減等を考慮した側面的支援ができるケアプランの作成を行ないます
2. 要支援状態にあるサービス利用者に対しては、地域包括支援センターから介護予防プラン作成を受託し、介護予防サービス提供事業所と連携することにより、現状の身体機能の維持・向上を目的として、健康で生きがいある生活が継続できるようプランの作成を行ないます
3. 保健・医療・福祉サービスを効果的にサービス利用できるよう調整を行ないます

5. 通所介護事業（デイサービス）

(1) 通所介護事業

[基本方針]

要介護状態のサービス利用者自身の意思、選択を尊重し利用者に対し可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにします。また、家族の介護負担を軽減することにより在宅での介護が継続できるよう支援します。居宅介護支援事業所及び医療機関・各種事業所等と十分連携を図り適切なサービス提供を行うよう努めます。

[計 画]

1. 利用者の個別性を尊重し、応接には十分な配慮をします
2. 移乗・移動時には利用者の身体状態に合わせた見守り・介助などを実施します
3. 安全な方法での入浴を実施し、清潔な衛生状態が維持できるようにします
4. 口腔機能の低下している又はそのおそれのある利用者に対し、専門職が口腔機能改善計画を作成し実施します
5. 利用者の身体機能の維持を図るため、その必要性のある利用者に対し、個別機能訓練実施計画を作成し実施します
6. 家族及び介護支援専門員・医療機関等と連携を図り、安心した生活が送れるようにします

(2) 第一号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）

[基本方針]

要支援状態等の利用者がその能力にあわせて自立した日常生活が継続できるよう、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所・医療機関等と連携を図りながら支援します。

[計 画]

1. 利用者の個別性を尊重し、応接には十分な配慮をおこないます
2. 移乗・移動時には利用者の身体状態に合わせた見守り・介助などを実施します
3. 安全な方法での入浴を実施し、清潔な衛生状態が維持できるようにします
4. 身体機能の維持・向上を目的とし必要な利用者に対して、専門職が運動器機能向上計画書を作成し実施します
5. 家族及び地域包括支援センター・介護支援専門員・医療機関等と連携を十分に図り、安定した生活が送れるようにします

令和7年度 年間行事予定表

滝頭地域ケアプラザ

日	第 1 週	第 2 週	第 3 週	第 4 週	第 5 週
4月	3/31~4/6 滝頭フィットネス	7~13 リレーゲーム	14~20 カレンダー	21~27 キャップでGO	28~5/4 節句
5月		5~11 家事代行ゲーム	12~18 カレンダー	19~25 新聞紙ゲーム	26~6/1 紙コップゲーム
6月	2~8 ちぎり絵	9~15 みんなで合奏	16~22 カレンダー	23~29 寿司食いねえ	30~7/6 七夕
7月		7/7~13 滝頭フィットネス	14~20 カレンダー	21~27 入るかな？	28~8/3 俳句
8月		4~10 滝頭フィットネス	11~17 カレンダー	18~24 夏祭り	25~31 お手玉シュート
9月	1~7 滝頭フィットネス	8~14 止まるかな？	15~21 カレンダー	22~28 テーブルカーリング	29~10/5 滝頭フィットネス
10月		6~12 運動会	13~19 カレンダー	20~26 紙相撲	27~11/2 だるまゲーム
11月		3~9 卓上ボーリング	10~16 カレンダー	17~23 ボディパーカッション	24~30 滝頭フィットネス
12月	1~7 クリスマス作品	8~14 かさこ地蔵	15~21 カレンダー	22~26 クリスマス会	27 28 しめ縄作り
1月	4 書初め	5~11 富士山 初日の出ゲーム	12~18 カレンダー	19~25 干支ゲーム	26~2/1 節分
2月	2~8 滝頭フィットネス	9~15 チャレンジ	16~22 カレンダー	23~3/1 ひなまつり	
3月	2~8 滝頭フィットネス	9~15 趣味の時間	16~22 カレンダー	23~29 演芸会	30~4/5 滝頭フィットネス

令和7年度 部署別達成目標 <たきがしら芭蕉苑・滝頭地域ケアプラザ・ちくぶ坂下ホーム>

竹生会 法人理念

社会福祉法人竹生会は…

全ての高齢者に対して「愛の心」で接します。

地域社会に「貢献」することを考えます。

未来に責任を持ち「環境」に配慮します。

1. 利用者本位の質の高いサービスの提供
2. 地域に開かれた施設運営
3. 専門職(人材)の育成
4. 信頼される法人経営
5. 環境への配慮

【かながわ介護サービス等向上宣言】 たきがしら芭蕉苑・滝頭地域ケアプラザ・ちくぶ坂下ホーム

わたしたちは、質の高い福祉介護人材の確保、定着及び育成を目指すとともに、質の高いサービスの提供を目指すため、次のとおり宣言します。

- 1 高齢者の尊厳を守ります。
- 2 サービスの質の向上を目指します。
- 3 高齢者が安心して暮らし続けるための支援を行う人材を育成します。
- 4 地域包括ケアを推進するために積極的な役割を果たします。
- 5 地域社会に貢献できる人材を育成します。

全課共通(3施設共通)

年間テーマ:『ICT(情報通信技術)を正しく理解し積極的に活用します』

具体目標 ①職員の ICT スキル開発育成のための教育機会を設けます

施設福祉1・2課(特別養護老人ホーム)

年間テーマ:『利用者・職員の安心』

【たきがしら芭蕉苑】

具体目標 ①利用者の安心な生活のため ICT を活用し多職種連携を強化します。

②生産性向上に取り組み職員の残業時間 20%減少を目指します。

③受け入れ体制を強化し居室稼働率96%を目指します。

【ちくぶ坂下ホーム】

具体目標 ①ICT を活用し、超勤時間削減と生産性向上加算取得を目指します。

②全職員有給休暇取得率増加を目指します。

③入居者のレクリエーション実施回数を増加します。

④居室稼働率96%を目指します。

介護支援課(地域ケアプラザ・地域包括支援センターおよび地域活動交流・介護支援専門員部門)

年間テーマ:『仕事にメリハリをつけて「ここで働きたい」と思える職場にします』

具体目標: ①残業を計画的に行い、プライベートの時間を楽めます

(職員各自で週ごとのノー残業デイを申告し遂行します)

②楽しく仕事をするために相手を思いやり、声をかけあいます

在宅福祉課(地域ケアプラザ・デイサービス事業部門)

年間テーマ:利用者のニーズに柔軟に対応し充実した活動と安心、安全に参加できるよう育成プログラム
を活用し職員の介護技術向上に努め、1日38人を達成します

- 具体目標: ① 感染研修と消毒の徹底
② 入浴を目的した重度者の受け入れ強化
③ 選択できる充実した機能訓練の実施
④ 教育プログラムを作成し人材育成に努める

看護課(3施設共通・看護およびリハビリテーション部門)

年間テーマ:『入居者やご家族をはじめ多職種間の連携を図り安心・安全な生活を支援します』

- 具体目標①事前訪問・会議等を活用し多職種で情報共有し連携を図ります。
②個別機能訓練計画・月平均100人をめざします。
③感染対策について感染状況に応じて対策を見直し環境整備を行います。
④業務の効率化を図り、コスト削減に努めます。

栄養課(3施設共通・栄養管理部門)

年間テーマ: おいしく、楽しく、安全に

- 具体目標:①おやつ行事を毎月2回実施します
②入居者家族向けInstagram投稿を継続(おやつ行事を毎回、季節の装飾など施設内の
ささやかな場面を随時)します
③栄養課業務マニュアルを作成します
④給食の質の維持・向上、食品ロス削減、業務効率化について厨房・他部署と随時検討します

業務課(3施設共通・事務部門)

年間テーマ:『情報の収集、情報の提供』

- 具体目標: ①ICT化についての情報収集をし、導入可能な部分が無いか2か月に1度話し合います。
まずは1つ導入を目標とします。
②3か月に一度所属長へ有給取得状況を報告すると共に、有休取得促進ツールを作成。全職員の
有休取得率アップを目指します。

運行営繕室(3施設共通・運転部門)

年間テーマ:『無事故無違反を徹底し、安全安心の送迎を目指します』

- 具体目標 ①他職種と連携を取り、送迎業務、修理修繕、デイサービスにおけるレクおよび作品作成等
各業務がスムーズに行くよう努めます
②優しく、明るく、笑顔で、施設環境作りに貢献します
③送迎車内のアルコール消毒・換気の徹底および車両清掃をこまめにおこない感染対策に努めます